

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 8 日

各障害福祉施設等管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に係る報告について（通知）

日頃より本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、誠にありがとうございます。

このことについて、これまで全ての障害福祉サービス等事業所の従業員もしくは利用者がPCR検査を受検することとなった場合には、愛知県福祉局福祉部障害福祉課あて報告をいただいているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更を機に全数把握を見直し、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省通知）に準じ、令和5年5月8日から各事業所において一定数以上の感染が発生した場合のみ報告をいただくよう取扱いを変更しますので、御承知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 県障害福祉課への報告が必要な場合
10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合
※発生時のみ。その後の経過を報告する必要はありません。
- 2 報告方法
別紙様式により、県障害福祉課へメールで報告。
<メールアドレス：shogai@pref.aichi.lg.jp>

担 当 事業所指導第二グループ
電 話 052-954-7400（ダイヤルイン）
F A X 052-954-6920
メー ル shogai@pref.aichi.lg.jp